

<p>検討事項</p>	<p>【任意事項】 自己情報の訂正請求、利用停止請求における開示請求前置 について (第 108 条)</p>
<p>概 要</p>	<p>1 相違点 改正個人情報保護法（以下「法」という。）第 90 条は保有個人情報の訂正請求の対象を、法第 98 条は利用停止請求の対象を、それぞれ保有個人情報すべてではなく、開示決定により保有個人情報として開示を受けたものに限ることとしています（開示請求前置主義）。また、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内の訂正請求及び利用停止請求（以下「訂正請求等」という。）に限ることとしています。 一方、現行の個人情報保護条例（以下「条例」という。）では、こうした開示請求前置主義を採用していません。</p> <p>2 法と異なる規定の可否 (1) 法第 108 条は、「地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。」と規定しています。 (2) 個人情報保護委員会は、開示請求前置主義を採用しないことについて、訂正請求等の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような規定を条例で設けることは妨げられないとしています。</p>
<p>実施機関 の考え方</p>	<p>法は、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求等の制度の安定的運用を図ることを目的に、開示請求前置主義を採用しています。 しかしながら、開示請求前置主義を採用すると、法の規定による開示決定に基づく開示を受けずに入手した情報について、明白な誤りが認められるような場合においても、訂正請求の前段階において開示請求をしなければならないとすると、請求者に無用な手続きの負担を強いることにつながります。 一方、開示請求前置主義を採用していない現行条例においても、訂正請求等の際には、請求の対象となる自己情報が記録されている公文書を特定し得る程度の具体的な内容を記載した請求書を実施機関に提出することを義務付けています（条例第 21 条）。これにより、訂正請求等の対象となる保有個人情報の範囲をある程度確定することが可能であり、また、訂正請求等の実績も数年に 1 件程度であることを考慮すると、開示請求前置主義を採用しないことにより、訂正請求等の制度の運用に支障が生じることは想定しにくいです。よって、開示請求前置主義は採用しないことにしたいと考えます。</p>